

総括

沖縄県立病院における新型コロナウイルス感染症への取組について (総括)

1 取組

本県では、北部、中部、南部、宮古及び八重山の5つの医療圏の全てに県立病院を設置し、北部病院、中部病院、南部医療センター・こども医療センター、宮古病院、八重山病院及び精和病院（精神科単科病院）の県立6病院並びに16か所の附属診療所を運営しており、本県の基幹病院、地域の中核病院として救急医療、小児・周産期医療、離島・へき地医療、精神医療等の政策医療を提供するとともに、医師の卒後臨床研修事業に取り組み、今日まで多くの医師を養成するなど、地域医療の確保に努めている。

令和2年2月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、南部医療センター・こども医療センターで初の新型コロナウイルス感染症患者を受入れてから、県立6病院では、同年7月に県が定めたコロナ病床確保計画に基づき、令和5年9月までの約3年半に渡り、県全体の確保病床の約3割を占めるコロナ病床を常時確保し、コロナとコロナ以外の医療を提供してきた。

県立病院では、他の重点医療機関と機能分化・連携強化しながら、主に人工呼吸、ECMO（体外式膜型人工肺）、酸素吸入などの処置が必要な中等症以上のコロナ患者をはじめ、妊婦、新生児、乳幼児、精神疾患、透析、基礎疾患を有する患者など、ハイリスクなコロナ患者を受け入れるとともに、離島地域におけるコロナ感染症への対応を行った。

また、各地域の高齢者介護施設等へ感染症専門医、感染管理認定看護師等の専門職員を派遣し、施設内の感染防止の指導を行うとともに、集団感染クラスター発生時には感染者の治療や感染拡大防止の対策等を行った。

その他、沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部の要請に基づき、軽症者用の宿泊療養施設、入院待機ステーション、ワクチン集団接種へ医療従事者等の職員派遣を行った。

県立病院の新型コロナウイルス感染症入院患者数

(単位:人)

病院名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
北部病院	0	186	1,018	848	425	2,477
中部病院	0	195	673	710	426	2,004
南部医療センター・ こども医療センター	4	238	609	569	271	1,691
宮古病院	0	285	553	264	159	1,261
八重山病院	0	191	450	328	163	1,132
精和病院	0	35	120	197	46	398
合計	4	1,130	3,423	2,916	1,490	8,963

※令和5年度は令和5年11月15日時点の集計。

2 評価

コロナ患者への対応においては、中・南部地区では沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部が入院調整や宿泊施設での療養の指示などを担ったが、北部、宮古、八重山地区では、当該地区の関係機関とが協力・連携し役割分担を行っており、県立病院は主に中等症以上のコロナ患者に対応するとともに、コロナ以外の地域医療の提供を継続することができた。

また、県内の感染拡大時に医療従事者がコロナ陽性や濃厚接触者となるなど、県立病院職員の休業者が増加し、特に看護師不足が課題となったが、一般外来の制限や緊急性の低い手術・検査の延期などの診療制限を行いコロナ対応にシフトするとともに、県立病院間で看護師の応援派遣、退職看護師への応援依頼、県看護協会と連携した潜在看護師の発掘を行ったほか、沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部、厚生労働省、全国自治体病院協議会等へ要請し、自衛隊や県外医療機関から看護師派遣の支援を受けるなどにより、人材を確保し対応することができた。

高齢者等介護施設、軽症者用の宿泊療養施設、入院待機ステーション、ワクチン住民接種等への県立病院職員及び本庁職員の派遣協力については、沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部等からの要請に可能な限り対応することができた。

県民に対する情報提供については、診療制限の状況など病院現場のひっ迫状況を記者会見の開催、マスコミへの情報提供、ホームページへの掲載などにより行うとともに、院内感染については、令和3年7月に県立病院独自の公表基準及び公表手順を定め、クラスターの発生とその後の経過も含め、迅速に情報提供を行うことができた。

3 課題

本県では、令和2年2月に初めてのコロナ感染者を確認して以降、コロナ感染症の位置づけが2類から5類に移行されるまでの間、計8回にわたる感染拡大の波を経験したが、主な課題としては、地域における関係機関と連携した医療提供体制の構築と、感染拡大時の病院現場のマンパワー不足への対応がある。

感染初期は、地域におけるコロナ患者対応の役割分担が十分でなく、保健所及び医療機関がひっ迫した状況が見られたため、特に、医療機関が少ない北部、宮古、八重山地域では、地域の保健所、医師会、県立病院等が連携し、早期に医療提供体制を構築することが重要である。

また、令和3年12月以降、感染力の強いオミクロン株が主流となってからは、県立病院職員のコロナ関連による休業者が増加し、やむを得ず救急及び一般診療の制限を実施したため、コロナ以外の医療に大きな影響が出たことから、人材確保に係る平時からの取組が必要である。

一方で、県立病院が県民医療の最後の砦として、必要な医療を適切かつ安定的に供給し、県民の生命及び健康を守るためには、病院事業局が地方公営企業として、安定した病院事業の運営を図っていく必要がある。病院事業会計は、コロナ関連補助金等による医業外収益の増加により、令和元年度から4年連続で経常利益及び純利益を計上するとともに、累積欠損金を解消することができたが、今後は、平時の医療提供体制へ円滑に

移行することが重要である。

4 今後の取組

新興感染症等に対応するため、感染初期に、地域における医療提供体制を早期に立ち上げられるよう、平時から、地域の保健所、医師会等の関係機関と役割分担・連携体制を構築し、地域の合意形成を図る。

感染拡大時に課題となったマンパワー不足については、平時から代替人員確保のためのネットワーク構築等に取り組むとともに、感染症専門医や感染管理認定看護師等の確保・育成、今後起こりうる様々な新興感染症等の発生に備えた研修の実施等に取り組む。

併せて、感染拡大時に業務を中断させないように準備するとともに、中断した場合でも優先業務を実施するため、あらかじめ感染症に対応した業務継続計画（BCP）を策定する。

病院経営については、修正医業収支比率の改善及び単年度資金収支の黒字化に向け、令和5年3月に策定した「沖縄県立病院経営強化計画」に掲げた各種の取組を推進することにより、持続的に安定した経営の確保を図り、引き続き病院事業局に課せられた使命と責務を果たしていく。

